

習志野市教育委員会会議録
(平成27年第6回定例会)

- 1 期 日 平成27年6月24日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時25分
- 2 出席委員 委 員 長 原 田 孝
委 員 梓 澤 キヨ子
委 員 古 本 敬 明
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 市 瀬 秀 光
生涯学習部長 広 瀬 宏 幸
学校教育部参事 田久保 正 彦
学校教育部参事 早 瀬 登美雄
学校教育部次長 小 熊 隆
生涯学習部次長 井 澤 修 美
学校教育部副参事 小 宮 健
学校教育部副参事 竹 田 佳 司
教育総務課長 小野寺 良 夫
学校教育課長 天 田 正 弘
習志野高校事務長 長 沼 仁
総合教育センター所長 西 谷 秀 樹
社会教育課長 佐々木 博 文
生涯スポーツ課長 片 岡 利 江
青少年課長 佐久間 心 之
青少年センター所長 高 梨 秀 胤
大久保図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 上 原 宏
学校教育部主幹 三 角 寿 人
学校教育部主幹 妹 川 智 子
学校教育部主幹 田 中 憲一郎
学校教育部主幹 小 澤 由 香
学校教育部主幹 小 平 修
学校教育部主幹 安 達 幸 希
生涯学習部主幹 中 村 裕 美

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成27年度学校基本調査の結果について
- (2) 第二中学校体育館全面改築について
- (3) 谷津小学校児童増加対策について
- (4) 「習志野市立幼稚園私立化ガイドライン」の改定案について

第3 議決事項

議案第31号 平成28年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

議案第32号 習志野市社会教育委員の委嘱について

第4 協議事項

協議第1号 いじめ問題への対応について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

5 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第32号及び協議第1号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

協議第1号の非公開部分の会議録については、条例制定の議案が市長から議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成27年第5回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 平成27年度学校基本調査の結果について

(教育総務課)

上原学校教育部主幹

学校基本調査は、文部科学省が、全国の幼稚園から大学までのすべての学校を対象に、学校数、学級数、在学者数及び教職員数などの学校教育に係る基本的事項について、5月1日を基準日として、毎年1回実施しているものである。調査結果は、年次的推移を追っ

た教育計画立案の際に活用されるなど、教育行政上の基礎資料となっている。

調査内容について、昨年度より異なる点が2点あり、1点目は、昨年度まではこども園と幼稚園を同様に調査していたが、今年度よりこども園と幼稚園を分けて調査するようになったことに伴い、今までこども園の4・5歳児の短時間児のみが調査対象であったが、調査範囲が3歳から5歳の短時間児及び長時間児に広がったこと、2点目は、昨年度までは、教諭等の数の中に主幹教諭を含めていたが、教職員の区分に「主幹教諭」を新設したことである。

平成27年5月1日現在の習志野市立幼稚園・こども園、小・中学校及び高等学校の学級数、並びに、在籍する園児、児童及び生徒数について説明する。幼稚園は、市立11幼稚園の園児で30クラス、626人であり、東習志野、杉の子、袖ヶ浦の3こども園の3・4・5歳児は、19クラス、506人であり、合わせて49クラス、1,132人の園児が在園している。これを昨年度と比較すると、幼稚園では学級数の増減はなく、園児数では、105人の減少となっている。こども園では学級数は5クラスの増加で、園児数は、245人の増加となっている。これを昨年度同様にこども園の4・5歳児の短時間児のみで比較すると、27年度は15クラス、281人で、昨年度より1クラス、20人の増加となっている。また、昨年度同様にこども園の4・5歳の短時間児を幼稚園児に加えて比較すると、平成27年度は907人となり、昨年度と比較すると85人の減少となった。次に、市立16小学校に在籍する児童数については、317クラス、8,829人で昨年度と比較すると、学級数は5クラスの減少で、児童数は73人の減少となっている。なお、この学級数及び児童数には33クラス、280人の特別支援学級が含まれている。次に、市立中学校7校の生徒数は、139クラス、4,164人であり、昨年度と比較すると、学級数の増減はなく、27人の減少となっている。なお、小学校と同じく、学級数及び生徒数には18クラス、125人の特別支援学級の数が含まれている。最後に、習志野高等学校の生徒数は、24クラス、963人となり、これは、昨年度と比較すると、学級数の増減はなく、5人の減少となっている。以上、合計では、習志野市立幼稚園・こども園・小・中・高等学校における学級数、在籍者数は、529クラス、15,088人となり、昨年度より、学級数の増減はなく、35人の増加が見られた。

続いて、習志野市立幼稚園・こども園・小・中・高等学校の教職員数について説明する。幼稚園及びこども園75人、小学校533人、中学校271人、高等学校76人で、合計955人の教職員が在職しており、昨年度と比較すると13人の増加となっている。

続いて、近年及び今年度の特徴的な変化について説明する。最近5年間の小学校の児童数及び学級数の変化については、児童数は、減少傾向が続いてきたが、昨年度微増となり今年度再度減少になった。将来的には、学校差はあるものの全体的には微増傾向である。一方で、全体が5年間で361人、約3.9パーセントの減少となる中、特別支援学級は、46人、約20パーセントの増加となった。また、全児童数に対する特別支援学級児童数の割合も上昇傾向にある。次に、最近5年間の中学校の生徒数及び学級数の変化については、生徒数は、増加傾向が続いてきたが、昨年度より、減少傾向に転じた。将来的には、小学校と同様、学校差はあるものの全体的には微増傾向である。また、小学校同様に特別支援学級は、5年間で35人、約39パーセントの大幅な増加となった。また、全生徒数に対する特別支援学級生徒数の割合も上昇傾向にある。

今年度の特徴的な変化として、児童・生徒数が大きく増加した学校があり、市立小中学校23校中、東習志野小学校、実花小学校、向山小学校、第三中学校及び第五中学校の5校が該当する。東習志野小学校は29人、実花小学校は21人、向山小学校は21人、第

三中学校は25人、第五中学校は32人の増加となった。東習志野小学校は、大型集合住宅への入居開始の影響が表れたと考えられる。また、実花小学校は、通学区域の弾力化措置によって増加したと考えられる。向山小学校は、地区別年齢別人口を見ると1年生が増加の山のピーク部分にあっているためと考えられる。第三中学校及び第五中学校は、今年度の入学生が、昨年度の卒業生を上回ったことによると考えられる。

最後に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、小学校1年生は、1クラス35人、それ以外の学年は1クラス40人で編制することになっているが、千葉県では、小学校1年生に加え、小学校2年生と中学校1年生も35人学級、それ以外の学年は38人学級となっている。例えば、ある小学校における平成25年度の5学年の児童数が、38人である場合、1学級となる。平成26年度の5学年の児童数が、39人となった場合、1人増えたことにより2学級となる。ところが、平成27年度に5学年の児童数が76人となった場合、37人増えているが、学級数は変わらず、2学級のままとなる。このように、児童・生徒数の増減と学級数の増減は必ずしも連動するわけではないことを併せて報告する、と概要を説明

梓澤委員

平成27年習志野市議会第2回定例会において、特別支援学級の担任、特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育担当指導主事の先生方の資格保有状況に関する一般質問があり、その多くが特別支援学校教諭免許を保有していない等の答弁がなされた。このことについて、今後の対応を伺いたい、と質問

天田学校教育課長

前提として、特別支援学級の担任は、特別支援学校教諭免許を保有していなくても、特別支援学級の担任をすることはできる。しかしながら、より良い教育を行っていくためには、専門的知識を持っていることが必要であると考えており、関係している先生方に、県指定の特別支援学校教諭の免許法認定講習の受講を勧め、免許取得を目指し取り組んでいるところである、と回答

梓澤委員

教員の、特別支援学校教諭の免許の保有状況を伺いたい、と質問

天田学校教育課長

平成27年度については、特別支援学校教諭の免許保有者は62名中30名である。平成26年度については、59名中32名である。

免許保有者が増加していない理由としては、特別支援学校教諭免許を持っていないけれども、特別支援学級の担任をすることができるということが一点ある。また、免許を持っている人が教員採用試験を受験する場合は、受験区分が特別支援学校になり、初任者は特別支援学校に配置されることになる。現在千葉県では、特別支援学校の数が増加しており、特別支援学校において免許保有者のニーズが高まっている状況である。

このような状況の中で、教育委員会では、本市の小中学校から特別支援学校へ、特別支援学校から本市の小中学校へ3年間の期間を定めて教員の人事交流を図っているが、県の特別支援学校の増加に伴い、特別支援学校から本市の小中学校に来てくださった方が、3年間の期間が終わると、特別支援学校に戻り、その後本市の小中学校に来ない等、人事交

流がなかなかうまく進んでいない実態がある、と回答

梓澤委員

特別な支援を要する子どもたちや、指導にあたる先生のために、専門性を高められる研修を実施してほしい、と要望

小宮学校教育部副参事

本年度の特別支援学級の担任のうち、特別支援学校教諭の免許保有状況は62名中30名であり、専門性がやや不足していると認識している。この62名の内訳には、知的障害特別支援学級を担当している者、自閉症情緒障害特別支援学級を担当している者、言語障害特別支援学級を担当している者、聴覚障害特別支援学級を担当している者と様々である。そのため、全体研修の他に、それぞれの分野別研修も年に4回から7回実施し、特別支援学級の担任として勤務しながら専門性が高められるように配慮している、と回答

古本委員

幼稚園の園児数が減少していることについて、対象年齢の幼児が減っているのか、それとも幼稚園に通う園児が減っているのか、と質問

上原学校教育部主幹

幼稚園の園児数が減少している要因については、そのどちらの可能性もあると考えている。少子化が進んだこと、また、共働き家庭が増加する中で、幼稚園、こども園及び保育所など、幼児教育の選択の幅が広がったことから、こども園や保育所を選択する家庭が増えたことが要因として考えられる、と回答

古本委員

今年度の幼稚園児の減少は、こども園や保育所を選択する家庭が増えたことによるもので、全体的な児童数としてみると、激減しているわけではないのか、と質問

上原学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

原田委員長

本日欠席の貞廣委員より、この報告事項について、要望をいただいているので、私の方から、代わりに述べさせてさせていただく。「市費負担で、全校に事務職員と用務員を配置している。両職員の配置は、教員、特に教頭先生の業務負担軽減に必須であり、是非これからも継続する方針を持っていただきたい。」、と発言

天田学校教育課長

維持する方向で検討している、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

三角学校教育部主幹

第二中学校の体育館は、昭和３６年に建築し、建築後６０年弱を経過し、市内で最も古い体育館であり、床面積においても、最も狭い体育館となっている。

体育館全面改築の経緯として、平成２３年９月市議会に第二中学校保護者代表から「習志野市立第二中学校体育館建替えに関する請願」の提出があり、市議会において全員賛成により採択された経過がある。教育委員会としても体育館の建替えの必要性を認識の上、平成２４年２月に建替えに向けた検討プロジェクトを設置し、検討を進めてきた。さらに、平成２６年１月に策定した「学校施設再生計画」では、子どもたちの負担軽減、学校生活上の安全確保、早期の学習環境の改善の観点から、第二中学校においては、施設全体の全面改築に先行させ、体育館について既存施設を使用しながら全面改築を推進することとしている。このことから、平成２６年度より設計に着手し、今後の第二中学校の校舎改築を見据えた将来構想として、第二中学校校舎・体育館の整備方針及び配置計画について検討を進めているところである。

改築の必要性については、第二中学校体育館は市内で最も古く、床面積も狭く、生徒数も今年度７７７人と市内中学校で最も多いことから、部活動の練習や、雨天時の体育授業等で不十分な状況が生じており、このような状況を解消する必要があると認識している。

改築の基本理念として、体育館の整備方針は、体育館アリーナと武道場との複合体育館を考えている。地域に開かれた学校づくりへの対応として、生徒が使用しない夜間や休日において、地域開放することを前提に整備することとする。また、防災拠点の機能として、災害時の避難場所として利用することを想定した整備を考えている。

新校舎が整備された場合の全体の配置計画としては、校舎は推計値から各学年６クラスと余裕教室として各学年１クラスの、学年あたり７クラスの余裕を持った規模がコンパクトに実現可能な、４階建ての校舎を想定している。また、新体育館は武道場とアリーナの２階建ての重層化を図り、限りある校地を有効に利用する計画とした。

現況から体育館を建替えた際の配置計画では、新体育館改築時は、管理棟とは渡り廊下で接続する。校庭の利用については、野球場、サッカー場のレイアウトは変わらない。現在体育館のある場所には、既存体育館の解体後テニスコートを整備する予定である。

新体育館の平面計画については、新体育館１階には、屋外からの専用出入口を設け、玄関に隣接して受付機能を含んだミーティング室を配置すること、約１５メートル角程度のスペースを確保した柔剣道場と、多目的室を配置することを計画している。トイレ及び更衣室についても１階に配置する。この武道場と多目的室は、災害時には応急救護所としての機能を果たせるよう、外部に面した出入口を設け、動線を確保できる様に計画している。防災備蓄倉庫のスペースも確保している。次に２階には、運動スペース、ステージ、更衣室及び器具庫を配置している。１５メートル×２８メートルのバスケットボールコートをはじめ、練習用バスケットボールコート及びバレーボールコートも配置する。２階の特徴としては、将来整備される新校舎との接続を見据え、ラウンジとして大人数での移動に対応できる人溜りの空間を配置している。また、避難用の階段としてだけでなく、災害時の避難所としての機能も踏まえ、直接外からも体育館にアクセス可能な外階段及びバルコニーを設けている。アリーナの上部には整備用の通路としてキャットウォークを設け、メンテナンス性に配慮する。

最後に、改築のスケジュールとして、平成２７年度に基本設計を行い、平成２８年度に

工事着手、平成29年度に工事完了、平成30年度より新体育館の供用開始を予定している、と概要を説明

古本委員

災害時を見込んで設計しているとのことだが、例えば、車椅子利用者が2階に行くための設備は整備されるのか、と質問

三角学校教育部主幹

体育館については、現状の設計計画の中にエレベーター等の設置は計画していないが、将来、新校舎を隣接地に建築した際には、体育館との接続を見据えており、新校舎にエレベーターを設置してバリアフリーに対応する予定である、と回答

古本委員

将来的にバリアフリーを目指しているということか、と質問

三角学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

原田委員長

防災時の拠点になるならば、シャワールームの設置も必要であると考えている。是非検討していただきたい、と要望

三角学校教育部主幹

検討していく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 谷津小学校児童増加対策について

(教育総務課)

三角学校教育部主幹

谷津小学校については、児童数の増加に対応するため、建替え校舎は30学級規模、一時校舎は普通教室14室、特別教室3室、保健室1室を有す規模として整備を予定している。一時校舎については、これまでに協議いただいたとおり、一括して整備を行う方針である。

一時校舎及び新校舎建替えによる教室過不足状況への対策については、現在の普通教室30室に対して、平成27年度は28学級となっているが、来年度は31学級と推計しており、教室数が不足しないよう、図工室を普通教室2室に改修する工事を今年度の夏休みに行う。その上で、推計上、平成29年度からの教室不足に対応する。また、一時校舎は、平成28年度の5月、6月頃から建設工事を開始し、平成28年度内に完成、引き渡しを受け、平成29年度から供用開始することを予定している。併せて、老朽化している既存校舎の対応については、今年度から3か年で設計を行い、平成30年度に建設工事に着手し、平成32年度中の新校舎完成を目指している。新校舎供用開始後、速やかに既存校舎

の解体及びグラウンドの整備を進めていく。

一時校舎の施設の概要については、重量鉄骨造3階建て、床面積は約2600平方メートルであり、設備としては、電気・ガス・給排水の他、普通教室及び特別教室の全室に冷暖房設備を完備する予定である。これら整備概要については、他市の事例を視察し、円滑な学校運営を確保するために必要な設備仕様・配慮する点などを参考とし、反映させている。主要諸室としては、普通教室14室、図書室1室、音楽室1室、理科室1室の他、既存の保健室の約1.5倍の保健室を整備する。

一時校舎の各階のレイアウトについては、各階に普通教室を4または5教室及びトイレを整備する。特別教室及び諸室については、1階に保健室と図書室、2階に理科室と音楽室を整備する。

新校舎の配置については、平成26年度に、新校舎の規模・必要諸室を検討した上で、様々な配置案を検討した。一例として、5階建てで、給食室を半地下にし、体育館と重層化する案がある。この案の中で出た懸念事項としては、最終的にはグラウンドが広くとれる反面、整形さにかけるという点、また、校舎において、北側に配置される普通教室が発生してしまうという点があった。他案としては、5階建てで、給食室を校舎中央に、全ての普通教室を南側に配置し、グラウンドについても整形な形で使用できる案が出ている。今後、基本設計を進めていく中で、改めて、保護者や地域の方々の御意見を伺う機会を設け、細部を詰めていく予定である。

最後に、計画のスケジュールについて、一時校舎は、平成27年度に契約を締結し、実施設計後、平成28年度に建築工事、平成29年度からの供用開始を予定している。校舎改築については、平成27年度から3か年で基本設計・実施設計を行い、平成30年度から工事に着手し、校舎の完成は平成32年度中を予定している。また、新校舎の供用開始後速やかに、既存校舎の解体及びグラウンド整備を行う予定である。一時校舎の整備が始まってから、グラウンドの整備が終わるまでの間は、校庭の利用が制限されるため、その間は、近隣の公園を利用することを予定している。その利用手法等、具体的事項については、現在関係各課と協議を進めている、と概要を説明

梓澤委員

校舎の建替えについて、保護者への説明は行っているのか、と質問

三角学校教育部主幹

建替え校舎の設計業者等が決まっていないことから、建替え校舎について具体的な説明はまだ保護者へ行っていないが、先日PTA役員の方々には、本で行った報告と同じように説明をしたところである、と回答

梓澤委員

保護者への説明も当然必要であると思う。また、谷津・向山のまちづくり会議や連合町会等関係諸団体の方への説明の予定はあるのか、と質問

三角学校教育部主幹

保護者への説明は必要であるので、実施していきたい。また、まちづくり会議や連合町会への説明も必要であると考えている。説明会の具体的な日程等については、今後協議していく予定である、と回答

梓澤委員

地元の方々の同意を得ることは、計画を円滑に進める上で非常に重要であると思うので、是非その方向性で進めていただきたい、と要望

原田委員長

今後、谷津小学校の児童数が最大で1,519名になる見込みとのことだが、この数値は向山小学校や谷津南小学校と調整した後の推計値であるのか、と質問

三角学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

報告事項（4）「習志野市立幼稚園私立化ガイドライン」の改定案について（学校教育課）

小澤学校教育部主幹

幼稚園と保育所の現状と今後の見込みについては、市立幼稚園の園児数は減少を続けており、平成27年度は定員1925人に対し在籍数は626人であり、入園率は32.5パーセントという状況である。一方、保育所の児童数は年々増加しており、定員2028人に対し在籍数1969人であり、入所率は97.1パーセントという状況である。また、4月の待機児童数は43人となっている。昨年度に策定した子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園の4、5歳児の需要は私立も含めて最大1961人を見込んでおり、これに対し供給量は3195人と大幅に上回っている。また、保育所需要は3109人を見込んでおり、今後、認可保育所の誘致や小規模保育の実施により1000人分の器を増やし、3123人分の器の確保に努めていく。このような現状を踏まえ、習志野市は多様な保育ニーズに対応するため、習志野市こども園の整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画の第1期計画を平成21年度に、第2期計画を平成25年度に策定して事業を実施している。本ガイドラインは幼稚園の私立化の指針となるもので、第2期計画の実花・つくし幼稚園の私立化に合わせて改定するものである。

本ガイドラインの目的については、幼稚園の私立化にあたって、減少する幼稚園需要と拡大する保育所需要に柔軟に対応するため、幼稚園機能に保育所機能を加える形で私立化を行うこととし、市立幼稚園としての保育は継続しながら、保育所機能に要する施設整備等を民間事業者にて行った後に運営を移管するものである。子どもへの影響を最小限にするために、円滑な引継ぎを行うとともに、市立幼稚園として行ってきた教育・保育の基本的な継承及び発展を図るため、本ガイドラインを指針として実施する。

私立化の方式については、まずガイドラインの策定をし、次に法人募集を行い、法人を決定する。その後、法人、保護者及び市による三者協議会を設置し、私立化に伴う様々な協議を行い、円滑な私立化を図っていく。引継ぎについては、本市の教育・保育の継承及び子どもへの保育を保障するために、法人職員と市職員による3か月間の共同保育を実施し、幼保園開園後も、本市職員1名を法人施設に1年間配置して保育の引継ぎを行っていく。

保護者の皆様への十分な情報の提供と御要望への反映として、私立化の経過の要所においては、本市の説明責任をしっかりと果たし、保護者の方に御納得いただき、私立化を図っていきたいと考えている。市立幼稚園の保育内容の継承と子どもとの信頼関係の構築のため、移管前に法人職員と市職員の共同保育を3か月間実施し、移管後も1年間市職員を配置して教育・保育の支援にあたる。

法人選定にあたっては、優良な法人の選定のため、移管先法人を、社会福祉法人に限定または学校法人とし、公募型プロポーザル方式により書類審査、面接審査等を経て選考する。法人選考については、外部委員も含めた委員会を組織して選考する。選考の過程では、保護者の皆様への説明会を実施し、御意見を傾聴していく。

移管先法人に求める諸条件として、教育・保育の内容については、習志野市就学前子どもの保育一元カリキュラムに準拠した教育・保育の実施、障がい児保育の実施、延長・預かり保育の実施等の条件を付す。給食については、自園調理の完全給食の実施、アレルギー対応食の提供等の条件を付す。また、教育・保育の質の向上については、市の研修会等への参加や各職種で市職員との合同会議の実施等を検討している。職員配置については、本市職員の配置基準に準拠した職員配置を実施し、経験豊かな職員の確保に努めていただくために必要な経験等を定めた。関係機関や地域との交流については、習志野市は長い歴史の中で幼稚園・保育所関連教育ということで小学校・幼稚園・保育所・こども園との関連教育をこれまでも実施しており、このような関係機関との連携についても継続していただきたいと考えている。その他として、安全安心を守るために、各種マニュアルの策定などについても義務付けていく。

今回、私立化をする実花幼稚園及びつくし幼稚園の今後のスケジュールについては、平成27年6月中に本ガイドラインの改定、平成27年10月に法人を募集し、平成28年2月に法人を決定し、その後、三者協議会を設置していく。そして、平成28年度に保育所機能分の増改築工事を行い、私立幼保園として平成29年4月の開園を目指していく、と概要を説明

古本委員

幼稚園の私立化を実施するに至った経緯を伺いたい、と質問

小澤学校教育部主幹

本市では、幼稚園の定員割れ、施設の老朽化及び拡大する保育所需要といった様々な問題に柔軟に対応するため、公立施設としては、各中学校区に1つ地域の子育て拠点となるこども園を整備し、一方で、多様な保育・教育ニーズに対応するため、市立幼稚園及び保育所を段階的に私立化し、公立・私立の幼稚園及び保育所が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の質の向上と、サービスの拡大を図ることを目指している、と回答

古本委員

幼稚園の幼保園化とは、小さいこども園を作ろうとしているのか、と質問

小澤学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

古本委員

そのことと、幼稚園を私立化することの関連性を伺いたい、と質問

小澤学校教育部主幹

基本的な考え方として、第1期計画の段階では、幼稚園は幼稚園のまま私立化を図る計画であった。しかしながら、その後、幼稚園よりも保育所ニーズが増加したことから、このような状況に柔軟に対応するために、幼稚園のままではなく幼稚園機能に保育所機能を加えて、両方に対応する施設として幼保園を整備し、私立化を図ることとなった、と回答

古本委員

市内の全ての施設を私立化するわけではなく、市立の施設も残るのか、と質問

小澤学校教育部主幹

現在、地域の子育て拠点としてのこども園が3つあり、最終的には各中学校区に1つずつ、計7つのこども園を整備する予定である。これらの施設は市立である。この7施設のみでは、全児童を受け入れることが難しいため、幼稚園・保育所としての施設が必要になる。児童のニーズに合わせる形で、必要な幼稚園機能、保育所機能を揃えていくことになるが、こども園や幼保園はどちらの要望にも対応できることから、今回、幼稚園に保育所機能を加え、幼保園とした、と回答

古本委員

幼保園という名前がついているが、私立のこども園を作りたいということか、と質問

小澤学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

梓澤委員

私立幼稚園は、それぞれに特色があり、そのような部分で人気がある。民間参入の利点はそのような特色にあり、義務教育とは別の自由度を広げることが期待できると思う。私立化することで期待できるそれぞれの園ごとの独自性を保つためにも、市がどこまで関与するのが焦点になると思うが、このことについての見解を伺いたい、と質問

小澤学校教育部主幹

私立化をするにあたって、私立の独自性というものには非常に期待している。一方で、公立施設として長年に亘って実花幼稚園及びつくし幼稚園も歴史をもった保育をしてきており、その公立の良さというものも引き継いでもらいたいということが保護者の御要望である。まず、基本として公立施設の幼児教育の部分を引き継ぎ、段階的に私立の良さも反映していただくことで、さらに質が高く、魅力的な施設として運営していくことができると考えている。そのため、今回の私立化では委託等の形はとらず、完全民営化を目指し検討している、と回答

梓澤委員

是非、特色のある魅力的な幼稚園運営をしていただきたい、と要望

古本委員

本ガイドラインの概要を見ると、市による条件が非常に多く、民間が特色をどのように出していくのか疑問に感じる。このような条件の中で、請け負ってくれる事業者の見込みはあるのか、と質問

小澤学校教育部主幹

現段階で事業者の見込みについて明確には答えられない。参考として、現在保育所の私立化を進めているところであり、保育所の私立化についても同様に細かな規定を定めているが、7者から応募をいただいた。その中から厳正な選考をし、非常に優れた法人を選定することができた。このことは、今回の幼稚園私立化についても期待の持てる結果であったと考えている。

また、今回の幼稚園私立化では、保育所機能を入れた幼保園化であり、柔軟な運営ができること、市の土地を利用できること、市が建物を譲渡することから、請け負っていただける事業者の見込みは十分にあると期待している、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（4）は了承された。

議案第31号 平成28年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定 について (学校教育課)

天田学校教育課長

習志野市立習志野高等学校管理規則第24条の規定により、平成28年度習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。

習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜については、基本的に千葉県立高等学校の入学者選抜要綱に準じて実施している。現在の入試制度は、平成23年度入試より実施しているものであり、前期選抜、後期選抜の形をとっている。前期選抜については2日間で、後期選抜については1日間で実施する。前期選抜での入学許可候補者の定員については、普通科は30パーセント以上60パーセント以内、商業科は50パーセント以上100パーセント以内となっている。習志野高等学校の平成28年度入試においては、普通科は60パーセント、商業科は80パーセントとし、昨年度同様の募集となっている。平成27年度入試においては、前期選抜で普通科は60パーセント144名、商業科は80パーセント64名が内定という結果であった。

平成28年度習志野高等学校第1学年入学者選抜要項については、平成28年度千葉県立高等学校第1学年入学者選抜要項及び同実施細目に準じることになる。昨年度との主な変更点については、学力検査日等の各種日程になる。これは、平成28年度千葉県立高等学校入学者選抜の日程及び方法と同一日程としている。また、この度新しく「入学確約書の提出について」の項目が書き加えられた。これは、今までも入学者選抜実施要項に記載され実施していたものだが、本年度改めて選抜要項にも記載されたことで変更となったものである。内容については昨年度から変更はない、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決

された。

協議第 2 号 次回教育委員会の期日について協議し、平成 27 年 7 月 22 日（水）午後 3 時に決定された。

＜議案第 32 号及び協議第 1 号は非公開。
ただし、協議第 1 号については、平成 27 年 11 月 24 日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第 32 号 習志野市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

佐々木社会教育課長
習志野市社会教育委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第 32 号は原案どおり可決された。

協議第 1 号 いじめ問題への対応について

(指導課)

小宮学校教育部副参事

本協議は、習志野市としていじめ問題にどう取り組んでいくかを提言していくため、その内容について御協議いただくものである。いじめ問題への取り組みの現状については、滋賀県大津市のいじめ問題が契機となり、国の「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年に制定された。その中に示されているとおり、全国の全ての小中学校・高等学校には「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務付けられた。現在、市内各学校とも、自校が策定した方針に従って、いじめ問題に取り組んでいる。本市としても、平成 24 年度の 2 学期より、市内の小中学校及び市立高等学校を対象に年 3 回のいじめアンケートを実施する等、各学校と教育委員会が連携していじめの未然防止や実態の把握等、迅速な対応に努めている。しかしながら、市内の小中学校のいじめは、なかなかなくならないのが現状である。

年に 3 回、学期ごとに実施している市のいじめアンケート等を基にした、市内のいじめの認知件数の学期毎の変化を見てみると、小中学校ともに、年度の初めが最も多く、各学校のいじめ解消への努力が実り、学期を追って減少する傾向が見られる。直近の調査結果については、平成 26 年 11 月から平成 27 年 2 月までの 4 か月間に各学校がいじめと認知した件数は、小学校 466 件、中学校 54 件、合計 520 件である。いじめの認知は、児童生徒自身が心身の苦痛を感じ、アンケートや先生に「いじめられた」と記述、供述すれば、1 件とカウントされるため。中には、我が子がいじめられたということに過敏な保護者もあり、学校の対応を一つ間違うと大きな問題に発展しかねないケースもあるということが現状である。

国は、いじめ防止対策推進法の中で、学校に「いじめ防止基本方針」の策定を義務付け、教育委員会は各学校の策定した基本方針の点検を行った。現在のいじめ問題への取り組み

は、国のいじめ防止対策推進法と各学校の基本方針に従って進めている。この間、千葉県は、いじめ防止対策推進法を受け、「千葉県いじめ防止対策推進条例」と「千葉県いじめ防止基本方針」を策定した。また、同様にいじめ防止対策推進法第12条において、「いじめ防止等の推進のための基本方針を定めるように努めるものとする」と市の努力義務として規定されている。そこで本市においても、市全体として、いじめの防止に取り組む姿勢を示すために、「習志野市いじめ防止基本方針」を策定し、市民に公表していく必要があると考えている。

国のいじめ防止対策推進法では、学校と教育委員会だけでいじめ問題に対応することで隠蔽等が生じないように、いじめ問題に市全体で取り組むことを働きかけており、そのために、2つの組織を作ることが重要であると考えている。一つ目は、いじめ防止対策推進法第14条の中で規定されている、いじめの防止や問題への対応に関して、関係諸機関の連携を図り、市内のいじめの現状報告や情報交換をするための組織として、庁内の関係者に加え、市内の関係諸団体から関係者に呼びかけて、「(仮称)習志野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置したいと考えている。いじめ防止対策推進法にもあるように、設置にあたっては条例の制定が必要となる。現在、想定している構成メンバーは、20名以内で、学校、教育委員会の他、児童相談所、法務局、警察をはじめ、多方面に及ぶ。二つ目は、いじめの防止のための対策について審議を行い、また、重大事案が発生した時に対処できる組織を設置したいと考えている。このことについては、いじめ防止対策推進法第28条に、「重大な事態が発生した場合には、学校の設置者または学校が事実関係を明確にするための調査を行う」ということが示されている。いじめ防止対策推進法第28条の中では、重大事態を、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定めている。過去に市内の中学校で発生した事案には、生命の危険が生じるような重大事態ではなかったが、生徒同士は仲直りできても、保護者への対応に大変苦慮した事案があった。問題の解決に当たっては、法務課を通じて市の顧問弁護士を依頼し、危機管理課には警察との連絡を依頼し、そして生徒本人のケアのため、臨床心理士の派遣を依頼した。この時の事例が象徴的であるが、重大ないじめ問題に対応するには、法的な助言者、警察との連携の担当者、被害者への心のケアを行う専門家等が欠かせない。重大な事態が発生した時に、学校も校内のいじめ防止基本方針に示した組織で対応することになっているが、前述の事例のような場合に、速やかにそういった組織を編制し、対処していくことは困難であろうと予想される。いじめ防止対策推進法14条第3項では、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な機関を置くことができるものと示されており、本市においても、「(仮称)いじめ問題対策委員会」とし、重大事案が発生した時に組織されるものとする。この組織は、「(仮称)習志野市いじめ問題対策連絡協議会」の構成メンバーから、必要最低限の5名ほどに参加していただくことを考えており、医師、弁護士、臨床心理士、大学教授、人権擁護委員等の方々を考えている。この組織も教育委員会の附属機関であることから、地方自治法第138条の規定により、条例の制定が必要となる。

また、いじめ防止対策推進法第30条では、市長は、重大事態について学校または教育委員会が調査した結果の報告を受けて、結果についての再調査を行うことができることが示されている。さらに、この調査を行った時は、その結果を議会に報告しなければならないとされている。この組織も、市全体で取り組み、また、学校と教育委員会だけで対応す

ることによる隠蔽を防止するという意味から、市長の附属機関としての組織「(仮称) いじめ再調査委員会」を条例により設置していただきたいと考えている。基本方針を示し、組織を固めることで、市民へのいじめ問題への姿勢を明らかにし、重大事態に対する備えをするため、以上を、市としての「いじめ問題への対応」として提案する。

また、今後の見通しについては、条例制定となった後、12月議会に上程する予定である、と概要を説明

原田委員長

本日欠席の貞廣委員より、この協議事項について、意見をいただいているので、私の方から、代わりに述べさせてさせていただく。「いじめ問題対策連絡協議会を設置する方向で検討が始まることを歓迎し、感謝したい。いじめへの対応は、学校現場の重要課題である。ただ、「いじめを無くす」というスタンスはスローガンに過ぎず、残念ながらいじめはゼロにはならないであろう。重要なのは、「いじめがあっても大丈夫、いじめが起こったら周囲が適切に対応する」ということであり、そのために最も必要であるのは多方面に張られるアンテナであろうと思う。そのため、協議会には、学校関係者だけでなく、PTA、臨床心理士、ソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察など、多様な専門家の関わりが必要である。特に、ネットいじめへの対応を考え、警察のサイバー犯罪の専門的知見を活かせる方法を考えて欲しい。また、今後は、いじめ対策調査委員会の設置についても、検討を進めて欲しい。こうした試みは、特効薬にはならないかもしれないが、習志野市はいじめを放置せず最善を尽くすという社会的メッセージにもなる。」、と発言

梓澤委員

この件については、市長事務局とどこまで協議しているのか、と質問

小宮学校教育部副参事

市長及び副市長へは、5月の懸案事項ヒアリングの際に、本市としていじめ防止基本方針を策定し、公表したい旨を伝えた。いじめ防止対策推進法の中でも組織を設置することが努力義務として示されていることもあり、市としての姿勢を組織を設置することで示していくべきであることから、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策委員会」の設置についても提言した。このことに加えて、市長の附属機関としていじめを再調査する組織を作っていただきたい旨を副市長に伝えており、このことについては、今後検討してくという返答をいただいた、と回答

梓澤委員

この件に対する市長の御意見を伺いたい。併せていじめ防止基本方針策定や関係組織設置の、市長部局における担当部署を伺いたい、と質問

小宮学校教育部副参事

市長部局の担当部署の具体的な構想は出ていない。いじめ問題への本市としての姿勢を明らかにしていくことについては、市長、副市長ともに賛同をいただいている、と回答

梓澤委員

条例制定の部分も含めて、教育委員会だけでなく市長事務局と合同でしっかりと協議

していただきたい、と要望

古本委員

非常に良い方向性であり、是非進めていただきたい。いじめの未然防止については、重大事態が起きる前にいかに拾い上げるかということが、とても大切であると思う。重大事態が起きた時、場合によっては取り返しがつかないことになる。医療現場では、インシデントレポートというものがあり、実際に起きた事例を分析し、類似する事例の再発や、医療事故・医療過誤の発生を未然に防止するものがある。なぜいじめを隠すのかといえば、主導している方に問題があったと言われたりするからであるが、インシデントレポートのように、市のいじめアンケートが、誰かを責めるものではなく、事実は事実として認識することで、いじめによる重大事態を未然に防止するシステムとして機能すると良いと思う。貞廣委員の御意見にもあったとおり、いかにアンテナを広げるかということが大切であると思う、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第6回定例会の閉会を宣言